

総務政策常任委員会会議録

平成29年7月19日

場 所 第2委員会室

平成29年 7 月 19 日 (水曜日)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・地方版図柄入りナンバープレートについて
- ・本県の私立学校の現状について

出席委員 (7 人)

委員 長	二見 康之
副委員 長	岩切 達哉
委員	緒嶋 雅晃
委員	中野 一則
委員	松村 悟郎
委員	河野 哲也
委員	前屋敷 恵美

欠席委員 (1 人)

委員	蓬原 正三
----	-------

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	日隈 俊郎
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	井手 義哉
総合政策部次長 (県民生活担当)	鶴田 安彦
部参事兼総合政策課長	松浦 直康
秘書広報課長	横山 浩文
広報戦略室長	吉村 達也
統計調査課長	和田 括伸
総合交通課長	小倉 佳彦
中山間・地域政策課長	奥 浩一

産業政策課長	重黒木 清
生活・協働・男女参画課	弓削 博嗣
交通・地域安全対策監	最上川 周一
みやざき文化振興課長	川口 泰夫
記紀編さん記念事業推進室長	米良 勝也
人権同和対策課長	工藤 康成
情報政策課長	蕪 美知保

事務局職員出席者

議事課主査	原田 一徳
総務課主任主事	日高 真吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、本日は、蓬原委員が公務のため欠席しておりますので、御了承願います。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 59 分休憩

午前 10 時 1 分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。座って説明いたします。

本日、報告いたします内容につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております常任委員会資料の表紙をお開きいただき、目次をごらんください。

きょうは、その他の報告事項が2件ございます。

まず、1つ目でございますが、地方版図柄入りナンバープレートの取り扱いについて、国の方針等が出されましたので、その概要等について御報告させていただきます。

2つ目でございますが、この常任委員会から報告依頼がございました本県の私学の現状につきまして、学校数や定員充足率などを中心に御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、担当課長から詳しく御説明いたします。どうぞよろしく願います。

○松浦総合政策課長 総合政策課でございます。

常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

地方版の図柄入りナンバープレートについての御報告でございます。

このテーマにつきましては、昨年度、国の動き等もありましたので、一度、御報告をしているところでございますが、地方版のナンバープレートの取り扱いにつきまして、国の方針等が出ましたので、今回、改めて御報告をさせていただきます。

まず、1の制度の概要でございます。

国では、ラグビーのワールドカップ版のナンバープレート、それから東京オリンピック・パラリンピックのナンバープレートというのを、ことしの4月、それから10月から実施という運びになっております。

地方版につきましても、地域振興等に資するというところに重点を置きまして、平成30年、来

年の秋の導入という形で、今、国では準備が進んでいるところでございます。

①でありますけれども、地方版のナンバープレートを実施しようとする場合には、県内全ての市町村の同意が必要であるとされております。

②であります。図柄は1種類とされておまして、この内容としまして、寄附をつけるかつかないかということで、寄附ありの場合がカラー、寄附なしの場合がモノトーン、白黒ということで整理をされております。

費用につきましては、ラグビー版の例で申し上げますと、普通の乗用車の場合でありますけれども、このナンバープレートそのものの交付手数料としまして8,630円、プラスの寄附金が1,000円からという形で実施されているところでございます。これに準じた形での地方版の実施になると考えております。

③であります。その寄附金につきましては、それぞれの地域の交通改善あるいは観光振興等に資する、そういった取り組みに活用されるというふうになっております。

前回、御報告いたしました際に、この寄附につきまして、公職選挙法との関係がどうかという御質問を受けておりましたけれども、この寄附の取り扱いにつきましては、取り扱いそのものが、公益財団法人に任されておまして、その住所地、それが東京でありますけれども、その住所地が選挙区にある場合には、この寄附はできないということになります。そこには、本県の場合は含まれないと思われまので、基本的には、この公職選挙法との関係については、問題はないと確認をしたところでございます。

次の参考でございます。昨年、県内のアンケートをインターネットで行ったところでありますけれども、こういう図柄入りナンバープレ

トができた場合に取りつきたいかどうかという質問をいたしました。「是非取り付きたい」、「まあまあ取り付きたい」という方々が48%いらっしゃいましたものですから、できれば、そういう方向で進めたいと思っております。

2の今後の対応でございます。ナンバープレートの選択肢をふやすという意味、それから本県のイメージアップに資するような形になっていけばいいのかなということでもありますので、宮崎県版の図柄入りナンバープレートの導入に向けて、手続をできれば進めてまいりたいと考えております。

スケジュールでありますけれども、9月ぐらいをめどに、市町村の意見を集約いたしまして、図柄の決定等も行った上で、年末ぐらいまでには、国に提案をしていきたいと。それが認められれば、来年、秋から宮崎県版の図柄入りナンバープレートがスタートをするということになってまいりますので、こういう手続をできれば進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○川口みやざき文化振興課長 常任委員会資料の2ページをお開きください。

本県の私立学校の現状について御説明いたします。

まず、1の概要であります。本県の私立学校は、高等学校において公私立の全生徒数の約3割、9,000人を超える生徒が在籍しているなど、公教育の一翼を担っており、各学校では、特色のある教育が実施され、学業やスポーツ、文化活動などのさまざまな分野において成果を上げております。

一方、(2)にありますように、少子化の進行により、県内中学卒業者は減少傾向にあり、授業料などを主な財源とする私立学校の経営環境

は厳しく、そのため、県では、後ほど改めて御説明いたしますが、私立学校の安定経営及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、さまざまな支援を行っております。

また、(3)にありますように、私立学校の設置・廃止等を行う場合には、県の認可が必要となっておりますが、私立学校の自主性を尊重するため、教育活動や学校運営については、行政の関与は最小限度にとどめられているところであります。

次に、2の本県の私立学校の学校数、児童生徒数についてであります。

(1)の学校数ですが、私立学校は、太線の枠内にありますように、小学校が1校、中学校が9校、高等学校が15校となっております。

次に、(2)の児童生徒数ですが、私立学校は、小学校が101人、中学校が1,851人、高等学校が9,346人となっております。

3ページをごらんください。

(3)の表でございますが、高等学校における私立と県立それぞれの募集定員と入学者数を示したものであります。

このうち、表の右側の入学者の部分ですが、平成29年度における県全体の入学者が1万266人であるのに対して、私立の入学者数は3,140人で、全体の30.6%となっております。

また、募集定員に対する入学者数の割合を示す充足率は83.7%となっております。

次に、(4)本県の私立学校の特徴でございますが、本県の私立学校には、中高一貫教育校として学力育成に取り組んでいる学校やスポーツを通じた教育に力を入れている学校があるほか、社会の職業ニーズに応じた多様な専門教育を行っている学校もございます。

下に、平成28年度の私立高校の学科の種類及

び生徒数を示しておりますが、私立高校には公立にはない看護科や、表の下のその他の内訳にありますとおり、パティシエ科、ヘアデザイン科などといった特色ある学校もあります。

次に、3の私立学校に対する支援についてであります。

まず、(1)の学校法人、学校への支援であります。①の私立学校振興費補助金(一般補助)については、人件費や教育研究費などの経常的経費の一部に対し、補助を行うことにより、私立学校の経営の安定化及び保護者負担の軽減を図るものでございます。

下の表に示しておりますとおり、本年度の当初予算額は、小中高合わせて38億594万円余となっております。

4ページをお開きください。

②の私立学校振興費補助金(教育改革推進特別経費補助)については、教育振興基本計画や新学習指導要領を踏まえた特色ある取り組みを行っている私立学校に対して補助を行っており、昨年度は、外国人教員の採用、部活動の外部指導者の配置、就業体験などに対して補助を行っております。

次に、(2)の生徒・保護者への支援であります。

①の私立高等学校等就学支援金は、生徒の授業料のうち、公立高校授業料相当額もしくは低所得者世帯に対しては、これを増額して助成することにより、授業料負担の軽減を図るものであります。

助成額は、以下の表に示しておりますとおり、公立の授業料相当額9,900円を基本に、世帯年収に応じて増額する仕組みとなっております。

なお、本年度の当初予算額は、表の左から3列目にありますように、16億3,578万円余となつ

ております。

次に、②の私立中学校等就学支援実証事業費補助金につきましては、国の制度創設に伴う平成29年度新規事業でありまして、私立小中学に通う低所得世帯の児童生徒を対象として、年額10万円を上限に助成することにより、授業料等の教育費負担の軽減を図るものであります。

5ページをごらんください。

③の私立高等学校等奨学給付金につきましては、生活困窮世帯を対象に、授業料以外の教育に係る経費の負担軽減を図るため、一定額を給付するものであります。

下の表に示してありますとおり、給付額は世帯の状況に応じ、それぞれ定められた額を支給する仕組みとなっております。

なお、本年度より市町村民税所得割非課税世帯のうち、全日制・定時制の第1子に対する給付額が6万7,200円から8万4,000円に増額されております。

最後になりますが、④の私立高等学校授業料減免補助金につきましては、学校が低所得者世帯等に対して行う授業料減免に対して補助を行うことにより、授業料負担の軽減を図るものであります。

具体的には、授業料から、先ほど御説明しました、①の就学支援金を除いた額を減免の対象額としており、表のアからカの世帯については、その全額を減免し、実質授業料はゼロとなっております。

また、表の一番下のキの世帯については、平成28年度から減免対象が拡大されたものですが、これについては、減免は2分の1となっております。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○岩切副委員長 ナンバープレートについて、基本的なことを教えていただきたいんですが、今回、県でナンバープレートに図柄を入れることを決めるという流れなんですけれども、このナンバープレートの様式というのは、都道府県が決めるものなんでしょうか。陸運かと思っていました。

○松浦総合政策課長 ナンバープレートそのものは、陸運局というか、国土交通省の所管でございまして、県で進めていきたいと思っておりますのは、図柄の案を一応つくって、国に申請をする。それが、例えば、交通の規制の関係でデザインとして適切かどうかというような審査とかありますので、それに合格すれば、認められるという作業になりますので、最終的には、国が判断をする形になっております。

○岩切副委員長 県がお願いして、国がつくってくれるということがわかりました。

ナンバープレートの交付、ここに幾つか対象車種で白ナンバー、緑ナンバー、黄色ナンバー、黒ナンバーとありますけれども、この車にはこの色のナンバーというのを決めるのも、国交省という理解でいいんですかね。

○松浦総合政策課長 はい、そういうことです。

○岩切副委員長 自動車の税金とかと、直接は関係ない問題だと思うんですが、自治体側から、このナンバープレートの交付状況がこれこれの枚数だとか、そういう情報とかは、把握はできるんでしょうか。

○松浦総合政策課長 陸運局とかに問い合わせで、教えていただければわかると思うんですけれども、こちらで独自にそれを調査していくという作業はちょっと難しいのかなと思っております。

○岩切副委員長 これが認められて、宮崎県なりのナンバープレートができて、国がしてあげるといって話になって、将来、こういうイメージ入りのものが何枚発行されたというのは、情報としてはいただける流れだという理解ですね。わかりました。

○前屋敷委員 関連して、私もこのナンバープレート、全然、予備知識がありませんで、初めて聞いたような次第なんですけれど。寄附金つきとつきでないというのがあって、この寄附金の運用については、地域でいけば交通改善、これは免許証更新あたりのときに、交通協会に入ったりとかというのがあったりして、交通安全のために使われる、そういう仕組みというのは、これまでもあるんですけれど。観光振興等に資するといったら、具体的には、どんな使い方をするんですかね。

○松浦総合政策課長 この寄附につきましては、取り扱いそのものは、先ほど御説明申し上げましたように、東京でこれを取り扱うための財団というのが設立されておまして、そこで全国の分が一括して集められることになります。

それぞれの都道府県ごとの金額がありますので、一部手数料を差し引いた後に宮崎県ならこれぐらいの寄附がありましたよという枠が示されることになります。

それについては、例えば、宮崎で言えば、宮崎の陸運局が中心となって、どういうものを使うかというものを決めていく協議会ができることになっておまして、そこに、例えば、観光振興をやろうとしている団体とかが申請をして認められれば、補助をもらえるとかいうような仕組みになっているようでございます。

○前屋敷委員 申請して、補助を受ける場合の窓口といったら、陸運局あたりが窓口になるん

ですか。

○松浦総合政策課長 多分、県もその中にかかわっていくことになると思いますけれども、そういった、国、県、市町村が参加した形での協議会というようなものがつくられると聞いております。

○前屋敷委員 もう一つ、国のこのワールドカップだとか、東京五輪だとかの図柄入りナンバープレートというのはどういう仕組みで、地方にも関係するんですか。

○松浦総合政策課長 ラグビーワールドカップと東京オリンピック・パラリンピックについては、国のイベントでありますので、地方への配分とか、そういった形はないということになります。ワールドカップとかオリ・パラの用務ということで、国で使い道を定められると聞いております。

○前屋敷委員 これは誰でもつけられるとかいうものではないんですね。オリンピックだとか、ワールドカップあたりに関係するものに使用ができるか……。プレートそのものがどういうものかがよくわからない。

○松浦総合政策課長 申しわけございません。多分、私が勘違いしております、プレートそのものは、例えば、新車を購入されるときにナンバープレートがつきますので、そのときに図柄入りの、例えば、ラグビーのやつがいいということで、その方が選択をされれば、一定の手数料と寄附金が少しついて、という形でその車につくということになります。

それは、別に、誰という制限はありませんので、どこでもつけられると。ただ、寄附の取り扱いについては、集まった寄附についての地方への還元は、国のイベントについてはないということでございます。

○前屋敷委員 はい、わかりました。

○二見委員長 前に聞いたかもしれないんですけど、この寄附の部分ですよね。これって、さっき東京に本社がある財団が管理されるということだったんですけど、その財団に対する寄附に関しては、いわゆる税額控除とかの対象とかになるんですか。そういったものがあるんですか。

○松浦総合政策課長 一応、税額というか、課税のときの経費控除というような形がとられることありますので、その証明書は出されると聞いております。

○二見委員長 わかりました。

○前屋敷委員 このプレートですけど、新たに購入したときにしか、これは使用できない。現在あるものを取りかえたいとかは、だめなわけですね。

○松浦総合政策課長 例えば、車を買われたところのディーラーさんを通してとかいう形で手続をされれば、交換はできるということのようです。

○中野委員 このナンバープレートの件、いまいちすっきりはつきりわかりませんが、従来の、今使っているナンバープレートは、お金は全くかかっていないわけですか。

○松浦総合政策課長 普通車の場合でいきますと、一般車を購入したときについてくるナンバープレート、そのものの手数料としては1,560円かかっているようでございます。

○中野委員 ということは、この図柄入りは、1,560円プラス、この示された金額、8,630円ないし、寄附金1,000円を加えた金額ということになるわけですか。

○松浦総合政策課長 図柄入りナンバープレートにつきましては、一般の場合が1,560円という

ところの手数料が8,630円となっております、そこに寄附を1,000円以上してくださいという仕組みになっているようです。

○中野委員 そうすると、国はもうワールドカップに向けての、こういうものもできているわけですか。このプレートを見かけたことがあるんですかね。

○松浦総合政策課長 陸運支局にお尋ねしましたところ、500件ぐらいは登録がされていると聞いております。

○中野委員 二、三続けて質問しますが、いわゆるこのワールドカップないし東京五輪が終わったら、国は、こういう図柄入りはもうしないということになるんですかね。

○松浦総合政策課長 そのこのところの確定情報はなく、それ以外はしないという説明はありませんので、その先のところはちょっとまだわかりかねるところでございます。

○中野委員 地方版は、地方振興なり、観光振興のためにつくるわけで、そういう図柄になると思うんだけど、それはずっと継続して、未来永劫ではないかもしれませんが、ずっと使えるということになるんですか。

○松浦総合政策課長 はい。そういうことで、プレートをつけていただく、その図柄として指定をして、進めていくことになると思っております。

○中野委員 この参考の、この交付イメージが描いてありますが、こういう図柄に宮崎県はなるということですか。

○松浦総合政策課長 これ、あくまでイメージでございますので、一応、担当職員が山とか、そういう風景を入れているということでありまして、デザインについては、また別途、しっかり考えてまいりたいと思っております。

○中野委員 今からデザインをつくられると思うんですが、これじゃあ、全国どこでもあるような風景で、これは青島なのか、えびの高原なのか迷ったんですが。全く違った図柄で、宮崎県のこのナンバーが、北海道においても、沖縄で走っていても、一目で宮崎県の車とわかるような図案のプレートにするということですか。

○日隈総合政策部長 恐らく、予測ですけど、ひなたマークとか、宮崎らしいものが何か、ちょっと入って、誰が見てもわかるような形にするというような図案の検討が今後なされるんじゃないかなと思うことを考えると、多少、この手数料が高いんですが、県民の皆さんには、ある程度御理解もいただいて。また軽自動車の場合の黄色ですよ、これがプレートになるということもあるので、軽自動車を購入した人あるいはもう既に持っている人、交換も含めて、この黄色からのプレートの交換もある程度、地域版が出たときには出てくるんじゃないかなというような感じがしております。

○中野委員 せっかくだから、イメージのいいマークを、誰が見てもわかるように。ひなたマークはどこも、太陽は照っていますからね、全国共通ですよ。いいのをつくってくださいよ。

○緒嶋委員 今、少子化の中では、この元年から見ると、29年は生徒数がもう約半減しておるわけですよ。こういう中で、将来的に私学が7対3という比率をずっと存続するというのを——高校は15校、中学校は9校、小学校は1校ですが、生徒数が減少する中で、学校の経営として、やはり先生たちの給与も考えにやいかんといろいろ考えた場合に、このまま高校でいえば15校が、今後とも学校として存続できると考えておるんですか。そのあたりはどう考えておられますか。

○川口みやざき文化振興課長 少子化で、公立も学校を減らしたり、そういったことをやってきていて、おおむねこういった形で7割と、前年度の募集定員の枠内で募集するという形を今までずっとやってきているんですけども、今後、まだ少子化は続いていきますので、そういったのを見越して、公立は公立でまた再編計画とかいろいろされると思うんですけども。私学は、学校の統廃合とかなかなかできないもんですから、今、私学も、皆さん、集まっていたいて、その辺の、定員をどうするかというのを将来に向けて検討していただいているところでございます。

確かに、将来、場合によっては、廃校になったりとか、そんなところも出てくるかもしれませんが、そこは、できるだけ特色ある学校づくりとか、中長期的な経営計画とかもつくっていただきながら、将来を展望していただいて、私学は私学で振興を図っていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 なかなか難しいところだと思うんですね。15校がずっと未来永劫に続けば、それはそれでいいと思うんですけども、やっぱり公的な支援をかなりふやしていかんと。これまでも生徒の充足率が83%というようなことであれば、経営的には、低所得者に対する配慮は公的にあるにしても、最終的には、私学の学費なんかをどう収入として高めていくかというのも考えていかないと、なかなか公立との絡みの中では難しいのではないかなという気もします。このあたり、やっぱり真剣に将来を見越して、行政がどうしなさいということは言えないにしても、自主的な努力をかなりしていかなと、これはなかなか難しいんじゃないかなと。県はあくまでも、傍観者の立場というか、私学は私学

で考えてくださいというようなスタンスですか。県は傍観者のスタンスでいくわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 私学につきましては、自主性の尊重というのもありまして、経営とかに直接口を出すようなことはなかなか難しいんですけども、運営とかですね。

ただ、先ほど申しました、募集定員の検討委員会というのを去年立ち上げたのは、やっぱり県で主導して、持ちかけてつくったものでありますし、そういったのを、我々も一緒になって考えていくという形で検討していきたいと思っております。

○緒嶋委員 今、公立も統廃合がかなり進んできておるわけですが、現実問題とすれば7対3というのを変更するという事はなかなか難しいと思うんですね。そうなれば、やはり私学は皆さん本当に、存続を望んでおられるだろうけれど、どうにもならないときが来るんじゃないかなということ、それぞれ私学に対して、危機感というか、緊張感を持って、将来の対策を立てないと。子供の選択、志望等も含めて、やはりいろいろ問題が出てくるだろうと思うので、これは長期的に十分検討していくことが必要だと思う。傍観者というスタンスも必要だろうと思うけれども、県は県としての教育を、高校の教育、小中学校の教育も含めてどうあるべきかというのを、そう大きな指導ができないにしても、やっぱり将来展望というのは持つべきだと思うんです。そのあたりも十分検討する必要があるんじゃないかと思うんですが、どうですかね。

○日隈総合政策部長 緒嶋委員のおっしゃったとおり、私学の抱えるものは大変厳しいものがあります。私学からも、例えば、新しく看護学科をつくりたいとか、聖心ウルスラに続いて、

今度は、都城東高校も学科編成されて、普通科から看護学科の転換とか、されるような動きが出てきています。

言葉は悪いかもかもしれませんが、生き残りをかけてというようなことで、いろんな検討をされておりますので、そういった協議には、しっかり一緒に向かい合って、御相談を受けていきたいと考えているところです。

ただ、私学の中でも、中には、特色があって定員以上に確保されている私立学校もございます。そういった中で、少ない学校、多い学校ありますので、その傾向は、みずからも見ながら、私学も検討されておりますので、一緒にまたお話し合いをしていきたいと考えております。

○松村委員 基本的なところをお伺いしますが、県立と違って、私立の場合には、行政の関与は極力最小限にとどめるということだったんですけれど。公立の場合には、クラス数とか学級の定員数とか、それによって、今、統廃合の対象となって云々というのはやっていますけれど、私立の場合には、一クラスの数とか、学校全体でどれぐらいのクラス数を持つとか、そういうルールもあるんですかね。

○川口みやざき文化振興課長 学校の設置基準等がありますので、生徒数とか、そういったのも決まっています、定員もそこで定めて、余りにも定員と違う場合には、指導できるようにはなっております。その設置基準に合わないような学校になっているとか、学則と合わないようなものになっているとか、定款とか、そういったのと見比べて、指導するようになっております。

○鶴田総合政策部次長(県民生活担当) みやざき文化振興課長が説明したとおりでございます。

もう少し詳しく御説明いたしますと、各私立学校におきます、例えば、一クラスの生徒数とか、あるいはこういった教育をするのかということにつきましては、私立学校には学校法人という一つの組織があります。その中に、理事会というのがございます。そういったところで、最終的に決定をしていくという形になります。

例えば、一クラスの生徒数につきましては、学習指導要領とかに規定がございます。私学といえども、学習指導要領に基本的にはのっとって教育をやっていくという形になりますので、そのあたりは、そういった法令の規定に基づいて運営していくと。最終的には、学校法人の理事会で決定をして、具体的に教育を運営していくという形になります。

○松村委員 例えば、極論ですけど、理事会あるいは校則とか、いろんな法人のルールにのっとった場合には、例えば、一クラス10人でスーパー何とかみたいな、生徒たちを育成するためのクラスとかも、特異的な学科とかの編成もできるんですか。

○鶴田総合政策部次長(県民生活担当) 答えから申し上げれば、そういう学級編成も可能でございます。

○松村委員 私立高等学校というのは、廃校というか、倒産したところは、ないですよ。随分前、宮崎高校だっけ、あれ以来聞いていないような気がする、あのころはまだ子供たちはいましたので、あの要因はまた別の要因だと聞いていましたけれども。これから、その可能性のあるところというのは、言えないでしょうけれど、あるんでしょうか。

○鶴田総合政策部次長(県民生活担当) 可能性があるかどうかということにつきましては、全部の私学に、やっぱり、そういう危険性とい

いますか、当然あると思います。

それにつきましては、やっぱり私学の特色であります特色教育、先ほど部長が御答弁申し上げましたように、いろんな子供たちあるいは保護者のニーズに合った学科編成というのは、非常に、そういった意味では、学習指導要領ですが、いわゆる法律に基づいて、その枠内で非常に柔軟に対応できるというものがありますので、そういったところで私学の生き残りといいますか、存続を、今、一生懸命、努力しているという状況であろうと思っております。

○松村委員 最後ですけれど、高等学校からだんだん中等部あるいは小学校って、これ、あるんですね。私立小学校って、どこでしたかね。学校経営で、囲い込みというか、中学校から、あるいは小学校から、下手すると幼稚園からというふうに、私学も経営として一生懸命取り組んでいくのではないかと思うんですけれども。許認可というのはあるんでしょうけれど、これからも、まだその傾向とか、そういう応募が来ているのかどうかというのが、まず一つ。

あと、特異な学科編成がありますとあったんですけれど、今、非常に、特別支援系の学校、県立の場合、ふえているという話もありますし、小中学校でも特別支援学校に通うという生徒さんたちもふえているというところを聞いているんですよ。

そこで、私立高等学校で、そういう特別支援等の学科とか何かやっていらっしゃるようなところはあるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 小中高の一貫教育の学校が今後ふえてきている話、そういう希望がある学校があるかという話なんですけれど、今のところは聞いておりません。

○松村委員 これ、小学校ってどこでしたかね。

○川口みやざき文化振興課長 小学校は、延岡の延岡学園が経営している、尚学館小学校というのがございます。

もう一つの御質問は、特別支援学校は、今のところはございません。

○鶴田総合政策部次長(県民生活担当) 私立の特別支援学校につきましては、先ほど答弁ありましたとおり、ございません。

ただ、学校によっては、学校の普通科の中に、例えば、療育手帳のB判定とか、そういう子供たちを入学の対象とするようなコースを設けている学校もございます。

○松村委員 高等学校でも、やっぱり、そういう、何か行き場がないという、中学校から特別支援学校に行くには重度性がないとか。あと、高等学校の一般入試ではなかなか受け入れてもらえないとかいうお話もちょっとお伺いしているんで、いろいろ教えてください。その辺が私も気になる場所でしたんで。ありがとうございます。

○中野委員 私立学校の経営は非常に厳しいんですが、そのためにいろんな学科が考えられてくると思うんですよね。で、県の関与は最小限ということではありますが、過去に私立学校から設立の要望があった際、県がそれを認可しなかったという例があるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 今まで認可しなかったという例は、聞いたことはございません。

○中野委員 他県を例にとりて、今から、宮崎県になくて、ユニークな学科というのは、どういようなのを想定されているわけですか。

○川口みやざき文化振興課長 なかなか難しいんですけれども、その時代のニーズに応じた学科に合うように、過去もですね、各学校で検討されてきているものと考えております。

具体的には、思い浮かびません。申しわけございません。

○中野委員 というのは、経営が厳しくなれば、生徒数が少なくなって、厳しくなればなるほど、あの手この手の学科ができてくると思うんですよ。そのときに、何でもかんでも認めるわけにはいかんと思うんですが。それを認めないということもあり得るのかなと思って質問しているんですが、どういう場合に認められないということが想定されますか。

○川口みやざき文化振興課長 学校の設置、廃止等の認可については、設置基準というのがございまして、その基準によって審査をしているところでございます。当然、その基準に合致しなければ、認可はおりないということになります。

○中野委員 それから、管轄外の話で答えられないとは思いますが、県立の高等学校ですよ、私立学校が非常に苦勞をして、つくった学科の後追いを県立高校がすることがあるんですよ。だから、その辺のことは、うまく調整して、私立ですから、非常に経営が厳しいときに、県立が後追いでそういう学科をつくってしまうと、一段と、やっぱり県立に、授業料が安いですから行きたがる傾向があるんですよ。だから、そういうことで、私立学校の経営を苦しめているんじゃないかなという気がしているんですよ。

だから、総数が大体、3対7の割合ですよ。3対7の割合はキープせんといかんと思うんですけども、私立学校がせっかくつくった、このユニークな学科等を、県立が後追いで私立を苦しめるようなことがあってはならないと思うんです。そのための抵抗というか、その辺のことは、きちんとこの総合政策部が管轄する私立学校ですから、きちんと県の教育委員会にも物申して

ほしいなど、そういう場合にはしてほしいと思うんですよ。

実は、過去に例があったんですよ。その例は言いませんけれども、よろしくお願ひします。私立学校から何も受けてはおりませんが、たまたま、そういう、過去に経験した経緯がありますので、心して取り組んでほしいなど、こう思います。

○川口みやざき文化振興課長 先ほど県内高等学校の構成比率についてちょっと申し上げましたけれど、公私立高等学校連絡協議会というのを設置してございまして、県立と、私どもの私立と、毎年、協議を重ねているところです。公私協調の観点から、そういった話し合いをしておりますので、場合によっては、そういったこともいろんな面で検討しながら、十分話し合っていきたいと思っております。

○松村委員 もう一つ、ちょっとお聞きしますが、えびの国際高等学校というんですか、これ、15校の中に入っているのかということ。

あそこは不登校の学びの場というか、それで設立されたんですけれど、今、ほとんど、中国の方々の学校ですよ。これもカウントされているんですか。

○川口みやざき文化振興課長 日章学園九州国際高等学校、これ、単位制なんですけれども、これもカウントされております。15校の中に入っております。

委員おっしゃいましたように、もともとは、そういう、不登校の方とかを受け入れるような形であるんですけれども、今、ほとんどが中国からの留学生が、9割方ですね。卒業後は、国内の大学に進学されるというような形になっているのが現状でございます。

○松村委員 これは、中国の方も県内の高等学

校卒になるのか。あと、ここの生徒数にカウントされるのかというところはどんなものですか。

○川口みやざき文化振興課長 人数にはカウントされておりますが、高校が1年間だけなので、卒業という資格は与えられないということです。

○松村委員 昔でいう、大検か何かの資格を取って、国内の大学を受けられるんでしょうね。人数に把握されるということは、この助成金とか、こういう補助の対象にもなるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 助成金の対象になっております。

○松村委員 特に、私立学校系でいくと、これからの国際交流なんかも含めて、新しい教育経営の場として、非常に日章学園さんはおもしろい取り組みをしているなどと思うし、これから、こういうのがもっとふえてきていいのかなって。子供たちが少ないということもあるし、よく日本を理解してもらって、海外の方に子供からいていただいて、日本とそれぞれの国のかけ橋にもなれるし。ある意味、私立学校だから、特異性があるってニーズに合った、そういう教育をどんどん行っていけるようなところなんで、いい事例が宮崎にあるんじゃないかなと思いますよね。まあ、私が言うことじゃなくて、えびのですからね、中野さんが言うべきことだったのかもしれないですけど。私もたまに、中野さんと一緒にえびのの学校にもお邪魔して、いろいろ聞いておりますけれど、補助対象になるとか、その辺は、私も、今回、初めて聞きました。彼らもやっぱり、いい人材になると思いますので、いろいろ御指導ください。

○二見委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 その他、何かありませんか。

○中野委員 総合政策部かどこかちょっとわか

りませんが、オリンピックのキャンプの誘致、担当部はどこですか。

○松浦総合政策課長 そこについては、商工観光労働部の所管になります。

○中野委員 それなら、向こうの委員会で質問します。

○二見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、以上で本日の委員会を終了いたします。

午前10時54分閉会